

令和8年度

施設機械工事技術支援業務

特別仕様書

東北農政局 土地改良技術事務所

## 第1章 総則

### 第1-1条 (適用範囲)

施設機械工事技術支援業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### 第1-2条 (目的)

本業務は、東北農政局管内事業(務)所が令和8年度契約予定の農業用施設機械工事(以下「工事」という。)について技術・知識・経験を享受することにより、工事の円滑な進捗、農業用施設機械の適正な品質・耐用年数・機能発揮及び良好な維持管理性を確保することを目的とする。

### 第1-3条 (一般事項)

業務請負契約書及び共通仕様書以外の一般事項は次のとおりである。

(1) 作業実施の順序・方法は、監督職員と緊密な連絡を取り作業の円滑な進捗を図るものとする。

### 第1-4条 (管理技術者)

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
		機械-機械設計 機械-材料力学 機械-機械力学・制御 機械-動力エネルギー 機械-情報・精密機器 機械-材料強度・信頼性 機械-機構ダイナミクス・制御 機械-熱・動力エネルギー機器
	農業	農業土木 農業農村工学
	機械	機械設計 材料力学 機械力学・制御 動力エネルギー 情報・精密機器 材料強度・信頼性 機構ダイナミクス・制御 熱・動力エネルギー機器
博士	農学	農業工学関係
	工学	機械工学関係
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	機械	

### 第1-5条 (担当技術者)

担当技術者は共通仕様書第1-8条によるものとする。

### 第1-6条 (配置技術者の確認)

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

### 第1-7条 (保険加入)

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

### 第2-1条 (参考図書)

作業の参考にする図書は、別紙-1に示す参考図書一覧表を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

また、参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第2-2条 (貸与資料)

(1) 支援対象工事承諾図書

(貸与する資料は工事に関する書類であり、随時貸与する。)

### 第2-3条 (参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-1条及び第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

(1) 貸与資料の記載事項と参考図書の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い、作業中に改正された場合には、監督職員と協議するものとする。

(3) 貸与資料は、業務の進捗に応じて貸与、返納するものとする。

(4) 貸与資料は、業務成果に添付する部分以外の複写、複製等を行ってはならない。

## 第3章 作業内容

### 第3-1条 (作業項目及び数量)

(1) 承諾図書の照査

工事の支援対象は、別紙-2「工事件名及び概要一覧表」に示すとおりである。

また、作業内容は下表のとおりである。

作業項目	作業内容	備考
承諾図書の照査	・発注図書及び業務報告書をもとに承諾図書を照査すると共に製作、維持管理上等の観点から配慮すべき事項の提案を行う。	・発注仕様との照らし合わせ ・技術指針及び基準を遵守しているか ・保守管理が考慮されているか
承諾図書照査結果報告及び助言提案	・管内事業（務）所へ承諾図書の照査結果等を踏まえて助言・提案等を行う。（WEB）	・共通仕様書、特別仕様書他各種法令・基準等の遵守
業務成果取りまとめ	・上記作業項目ごとの検討(提案)、照査結果を、工事毎にとりまとめる。	

## (2) 山王海ダム取水設備他実施設計業務の重点支援

業務の重点支援は、別紙-3「山王海ダム実施設計対象施設図」に示すとおりである。

また、作業内容は次のとおりである。

作業項目	作業内容	備考
実施設計業務資料の照査	・山王海ダム取水・放流設備及び電気設備について機能診断結果に基づく整備方針、実施設計（更新設備、施工計画、保守管理）について、専門的知見から意見・助言等を取りまとめる。	
重点支援照査結果提言・助言	・提言・助言は3回を計画しており、意見・助言等を行う。（web） 第1回：整備方針決定時 第2回：実施設計（1回目） 第3回：実施設計（2回目）	

## 第3-2条（作業の留意点）

作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 発注者から承諾図書の照査の要請があった時は、速やかにこれに応じるものとし、照査期間については、要請日から7日程度とする。なお、これにより難しい場合は、別途監督職員と協議するものとする。

## 第3-3条（業務の成果品質確保対策）

契約後業務着手時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

### (1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者及び担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
  - ① 作業条件・前提条件
  - ② 業務計画の妥当性
  - ③ スケジュール
  - ④ 契約変更内容
  - ⑤ その他
- 2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数  
の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の  
費用については、必要に応じ契約変更で計上する。
- (2) 会議費等経費  
「業務確認会議」に必要な経費については、初回打合せ経費に含まれている。
- (3) 業務確認会議において確認した事項については、発注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認  
するものとする。

## 第4章 業務打合せ

### 第4-1条（業務打合せ）

共通仕様書第1-10条による業務打合せについては、主として次の段階で行うものとし、第1回及び  
第3回業務打合せには管理技術者が出席するものとする。

第1回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ

第3回 報告書原稿作成段階

なお、打合せはWEB会議システムによる実施を原則とし、第1回打合せ前に監督職員と詳細な実施方法  
を調整するものとする。

また、WEB会議実施に当たり新たな機材・通信費を必要とする場合や、やむを得ず対面による打合せを  
必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。

打合せ結果については、その都度受注者が「業務打合せ記録簿」を作成し、監督職員と相互に確認す  
るものとする。

## 第5章 成果物

### 第5-1条（成果物）

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

なお、共通仕様書第1-17条第3項は適用しないものとする。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（市販のファイル綴じで可）

### 第5-2条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

仙台市宮城野区幸町3丁目14番1号

東北農政局 土地改良技術事務所

## 第6章 契約変更

### 第6-1条（契約変更）

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第5-1条に示す「業務打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間や履行場所に変更が生じた場合。
- (5) その他

#### 第6-2条（業務スライドの試行）

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。  
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。  
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。  
ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

### 第7章 定めなき事項

#### 第7-1条（定めなき事項）

この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## (別紙－1) 参考図書一覧表

参 考 資 料 名	制定 (改定) 年月日	発 行 機 関
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 頭首工	H20. 3	農業農村工学会
鋼構造物計画設計技術指針 小形水門扉編 利用の手引き	H22. 3	農業土木事業協会
鋼構造物計画設計技術指針 水門扉編	H21. 3	農業土木事業協会
鋼構造物計画設計技術指針 除塵設備編	H27. 3	農業土木機械化協会
電気設備計画設計技術指針 高低圧編	R元. 9	農林水産省HP
バルブ設備計画設計技術指針	H27. 3	農業土木事業協会
施設機械工事等共通仕様書	R4. 3	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」	H22. 6	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」	H25. 4	農林水産省HP
農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」	H25. 5	農林水産省HP
ダム・堰施設技術基準(案)	H28. 3	国土交通省

(別紙-2) 工事件名及び概要一覧表

照合 番号	工 事 件 名	概 要	備考
1	浅瀬石川統合頭首工ゲート設備建設工事（仮称）	取水ゲート ステンレス鋼製ローラゲート、純径間 2.20m、有効高 2.10m、電動ラック式	3門
		制水ゲート ステンレス鋼製ローラゲート、純径間 2.20m、有効高 2.10m、電動ラック式	3門
		分水ゲート（小阿弥） ステンレス鋼製ローラゲート、純径間 5.50m、扉高 2.10m、電動ラック式	1門
		分水ゲート（枝三） ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.10m、扉高 2.10m、電動ラック式	1門
		左岸洪水吐ゲート トルク軸式ステンレス鋼製起伏ゲート、純径間 15.0m、扉高 1.50m、油圧シリンダ両側駆動式	1門
2	黒沢川頭首工ゲート設備製作据付工事（仮称）	土砂吐ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 3.20m、扉高 1.80m、電動スピンドル式	1門
		取水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.91m、扉高 1.30m、電動スピンドル式	3門
		制水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.70m、扉高 1.70m、電動ラック式	1門
3	旭川左岸幹線用水路他ゲート製作据付（その3）工事（仮称）	左岸 16号分水工本線ゲート ステンレス鋼製起伏ゲート、純径間 3.50m、扉高 0.75m、電動ワイヤドラム式	1門
		左岸 16号分水工四の堰分水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.30m、扉高 1.00m、手動スピンドル式	1門
		三の堰新 3号分水工本線ゲート ステンレス鋼製起伏ゲート、純径間 2.30m、扉高 0.9m、電動ワイヤドラム式	1門
4	村崎野幹線用水路他ゲート設備製作据付工事（仮称）	3号落差付帯工分水工チェックゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 3.00m、有効高 1.00m、手動ラック式	1門
		5-1号取水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.00m、有効高 0.50m、手動ラック式	1門
		金茶屋分水工取水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.50m、	1門

		有効高 1.35m、手動ラック式	
		終点分水工本線締切ゲート (右岸側) ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.20m、 有効高 0.80m、手動ラック式	1 門
		終点分水工本線締切ゲート (左岸側) ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.15m、 有効高 0.40m、手動ラック式	1 門
5	稲荷頭首工ゲート設備改修工事 (仮称)	1 号土砂吐ゲート ステンレス鋼製ローラゲート、純径間 2.15m、有 効高 3.00m、電動ワイヤロープウインチ式	1 門
		2 号土砂吐ゲート ステンレス鋼製ローラゲート、純径間 2.15m、有 効高 3.00m、電動ワイヤロープウインチ式	1 門
		取水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 3.60m、 有効高 2.00m、電動ラック式	1 門
		沈砂池土砂吐ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 2.00m、 有効高 2.00m、電動ラック式	1 門
		制水門 1 号、2 号ゲート ステンレス製スライドゲート、純径間 1.76m、有 効高 0.95m、電動スピンドル式	2 門
6	稲荷幹線用水路分水槽他ゲート設備改修工事 (仮称)	第 2 号分水槽分水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 0.51m、 有効高 0.60m、手動スピンドル式	1 門
		第 3 号分水槽分水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 0.55m、 有効高 0.60m、手動スピンドル式	1 門
		第 3 号分水槽本線制水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 1.10m、 有効高 1.10m、手動スピンドル式	1 門
		第 4 号分水槽水上流分水ゲート ステンレス鋼製スライドゲート、純径間 0.45m、 有効高 0.80m、手動スピンドル式	1 門











